

IPネットワーク設備委員会 通信確保作業班の運営方針（案）

1 審議事項

IPネットワーク設備委員会通信確保作業班は、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会の下に設置されたものであり、以下の事項について審議する。

- ・電気通信設備の安全・信頼性対策に関する事項

2 作業班の運営

- (1) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (2) 主任は、作業班の調査研究及び議事を掌握する。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する。
- (4) 主任代理は、主任不在のとき、その職務を代行する。
- (5) 主任は、作業班の会議を招集しようとするときは、構成員に対して、あらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 主任は、必要があると認めるときは、作業班に必要と認める者の出席を求め、又は説明させることができる。
- (7) その他、作業班の運営については、主任が認めるところによる。

3 会議の公開等

- (1) 会議は、次の場合を除き、公開する。

ア 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合

イ その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合

- (2) 作業班の事務局は議事概要を作成し、作業班の承認を得て公開する。

4 事務局

作業班の事務局は、総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課がこれに当たる。